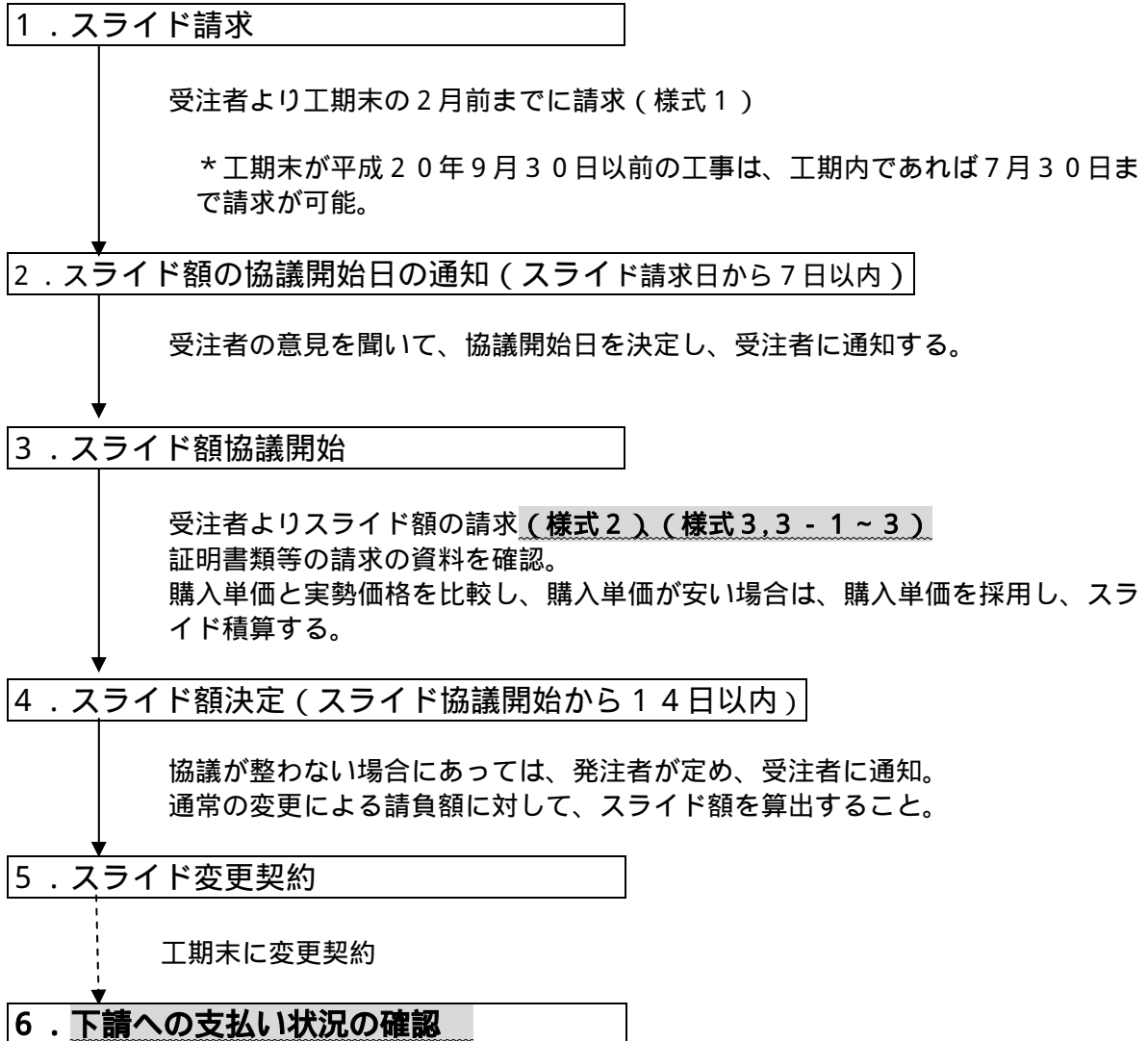


## 網掛けアンダーライン部が今回改正箇所。

### 単品スライド条項運用の手順



発注者は受注者への変更通知書（様式5）に、下記の文面を追加する。

単品スライドの変更契約を締結し、購入者が下請会社の場合は、適切に下請会社に支払うこと。

建設業法第24条の3（下請負代金の支払）に基づく下請負契約の代金支払いについて、代金支払いを完了した日から1ヶ月以内に下請代金支払状況報告書（様式7）を作成し、各発注機関に提出すること。

## 網掛けアンダ-ライン部が今回改正箇所。

### スライド条項運用における工事打合簿等記載例

1. 請求（受注者）

第25条5項

スライド請求について  
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、別添のとおり、請負代金の変更を請求します。（様式1）

7日以内

2. 通知（発注者）

第25条8項

スライド額協議開始日について  
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、平成20年 月 日をスライド額協議開始日としたので通知します。協議開始日までに、様式2、3、3-1~3を提出してください。未提出の場合は、請求を取り消されたものとして、取り扱いますので、ご了承ください。

3. 協議（受注者）

第25条7項

スライド額の請求について  
佐賀県建設工事請負契約約款第25条に基づき、別添のとおり、請負代金の変更をされたく協議します。（様式2、3、3-1~3）

スライド額協議開始より14日以内に決定する

\* 受注者への確定金額の通知（発注者）・・・様式5

受注者への変更通知書に、下記の文面を追加する。

単品スライドの変更契約を締結し、購入者が下請会社の場合は、適切に下請会社に支払うこと。

建設業法第24条の3（下請負代金の支払）に基づく下請負契約の代金支払いについて、代金支払いを完了した日から1ヶ月以内に下請代金支払状況報告書（様式7）を作成し、各発注機関に提出すること。

# 申請・協議の手続きフロー

